

陸上自衛隊の実弾射撃訓練に強く抗議し、事実の解明と訓練の中止を求める決議

- 1 陸上自衛隊北部方面後方支援隊（恵庭）が、2016年5月23日、十勝管内鹿追町の然別演習場において、空砲を撃ち合う想定訓練中に、9人か実弾79発を発射し、男性隊員2名が負傷した。

この訓練は、演習場内の道路を走る車両が襲撃されたという想定で、89式小銃（口径5.56ミリ）で撃ち合うというもので、二手に分かれて銃を撃った際、双方から実弾が発射されたという。現場は、通常は実弾射撃を実施しない場所で、9人の89式小銃には、空砲でも実弾と同様に連射できる補助器具「アダプター」が装着されていた。アダプターを装着して実弾を撃つことはできないのに、全員が実弾を発射し、2人に飛び散ったアダプターの破片が当たった可能性が高いという。

この事件に対し、専門家は「実際の戦場と変わらない状況。死者が出ていた可能性は十分ある」と述べている（5月24日新聞報道）。

- 2 今回の「実弾での撃ち合い」は、不注意による事故ではなく、事件の可能性が高いといわざるをえない。

第一に、兵器を扱うプロが、空砲と実弾を取り違えることは常識的に考えられないことである。北部方面総監部によれば、実弾と空砲は弾薬庫で別の場所に鍵をかけて保管し、使用にはそれぞれ申請書が必要で、弾薬庫からの受渡しには幹部ら複数人が立ち会い、実弾と空砲は形状も、撃った感覚も異なるという。そうすると、全員で79発も発射したことを、隊員の不注意で説明することは困難である。

第二に、弾薬庫の搬出から隊員の発射までに、実弾に気付いた隊員が必ずいたはずである。しかるに、その隊員は「違う」となぜ言えなかったか。この点で、自衛隊法57条は、上官の命令に対する絶対的な服従義務を定め、ドイツ兵員法のように、違法な命令に対する不服従を兵士の権利として認めていないことが問題となる。これは、自衛隊員が自らの権利を守り、組織を誤らせないために、重要な問題である。

第三に、今回の訓練が、表向き空砲訓練としながら、実際には初めから実弾訓練として行われた疑いである。北部方面後方支援隊は、東千歳の部隊を5月22日に南スーダンPKOに派遣したが、恵庭の部隊を交替で行かせる可能性がある。そこで、隊員に実弾に馴れさせようと組織的に行われた可能性がある。

- 3 安保関連法は、強い国民の反対にもかかわらず、本年3月29日から施行された。新PKO法は、駆けつけ警護や宿営地の共同防護などの任務を新たに付け加えたが、5月22日の派遣は付与しなかった。しかし、実戦的な訓練が行われていることは明らかである。本件事件は、かかる状況の下で発生したものである。

実弾を使用し、二手に分かれて撃ち合うことは、まさに殺人訓練である。政府は、一貫して自衛隊のリスクは増大しないと強弁してきたが、それが非現実的であること、そして日常の訓練から隊員のリスクが高くなることを証明している。

自由法曹団は、平和と民主主義、国民の権利を守るため、安保関連法の制定に反対してきた。自衛隊員も、私たち市民と同じ主権者であり、基本的人権が尊重されるべき市民である。

以上より、自由法曹団は、陸上自衛隊の実弾射撃訓練に強く抗議し、事実の徹底した解明と訓練の中止を強く求めるものである。

2016年5月30日

自由法曹団 2016年北海道・定山溪5月研究討論集会